

育児休業取得ガイド

◆産前産後休暇・育児休業制度について学ぼう



産前産後休暇とは？

- 産前休暇：出産予定日の6週間前から取得できます
- 産後休暇：出産日の翌日から原則8週間は休業することが義務付けられています
- 申出先：総務部（本社の場合は人事部）に申出が必要です
- 給付金：産前産後期間中は健康保険から出産手当金が受給できます



育児休業制度とは？

- 原則、子どもが1歳になるまで、希望する期間、取得できます
- 分割して2回取得できます
- 配偶者が専業主婦（夫）や育休中でも取得できます
- 原則1か月前までに総務部（本社の場合は人事部）へ申出が必要です



育児休業期間中の収入は？

- 当社独自の支援として最初の1ヶ月間は会社から給与（基本給等）が支給されます
- 給与支給期間のあとは雇用保険より「育児休業給付金」が支給されます
- 給付金は、休業開始から6か月間は賃金の67%、以降は賃金の50%相当額です
上限額301,902円（毎年8月改定）を超えた場合は、上限額が支給されます

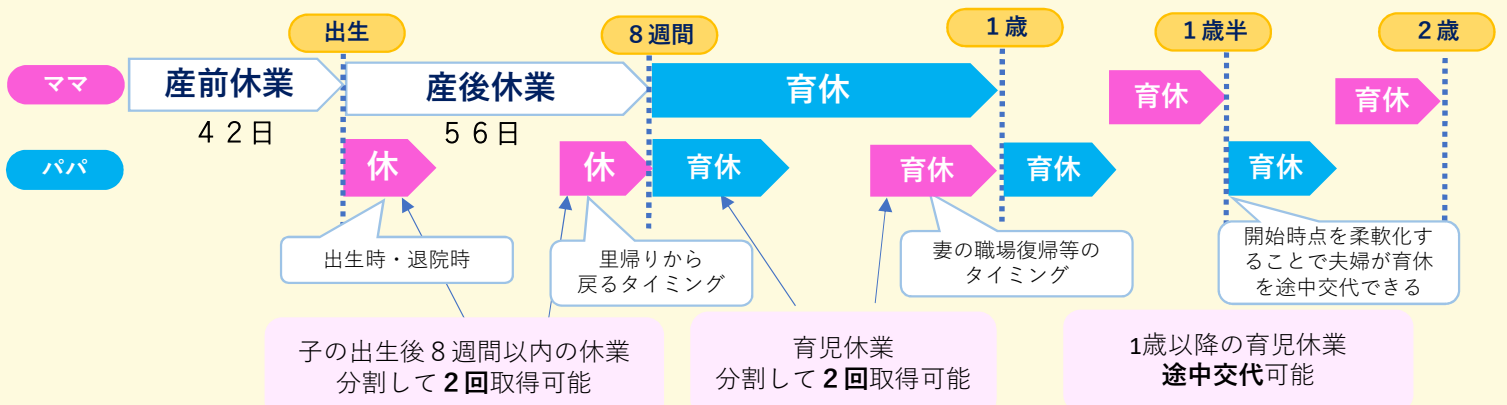


育児休業期間中は社会保険料はどうなるの？

- 月末が育児休業期間であるか同月内に14日間以上（就労日数除く）の育児休業を取得していると社会保険料が免除されます
- ※賞与にかかる社会保険料は、1か月を超える育児休業を取得していると免除されます

◆育児休業イメージ例

▶ ママとパパの育児休業が途切れないこと



※安心して育児休業・職場復帰できるように育児休業中に面談を実施しています

◆育児休業等窓口

本社 人事部人事二課

Toa_ikuji@toa-const.co.jp

働くママの子育て・介護両立支援制度

制度に関すること

お金に関すること

入社

結婚

産前

出産

産後

育休

職場
復帰

介護

妊娠中
 * 就業時間内に検診等の為の通院が可能
 妊娠 23 週まで：4 週間に 1 回
 妊娠 24 週から 35 週まで：2 週間に 1 回
 妊娠 36 週以降：1 週間に 1 回
 ※医師等の指示がある場合、その指示による回数を認めます
 * 出社・退社時各々 30 分の遅出、早退が可能
 * 適宜休憩可能
 * 時間外労働・休日出勤・深夜労働の制限

特別休暇
 結婚時に連続した 5 日以内の休暇を付与

・社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）加入
 ・帰省旅費（新入社員のみ1年間夏と冬に支給）

共済会
 * 結婚祝金：20,000円（勤続2年未満）
 30,000円（勤続2年以上）

労働組合
 * 結婚祝金：10,000円

産前産後休業
 * 出産予定日の42日間前から本人の申し出により取得できます（取得要件なし）

配偶者出産時特別休暇
 * 出産の前後3週間のうちで、3日以内の休暇を取得できます

産前産後休業
 * 出産の翌日から56日間は就業することができません（医師が認めた場合6週間後より勤務可能）

社会保険料免除
 * 産前産後休業を開始する月から免除されます

共済会
 * 出産祝金：30,000円/1児

労働組合
 * 出産祝金：5,000円/1児

健康保険
 * 出産育児一時金（社員本人）：原則420,000円
 * 家族出産育児一時金（家族）：原則420,000円
 * 出産手当金：休業1日につき標準報酬日額の2/3
 * 付加給付金（社員本人）：原則14,000円/子1人
 * 付加給付金（家族）：原則14,000円/子1人



育児休業
 * 子が1歳に達するまでの連続した期間に取得できます
パパママプラス
 * 父・母ともに育児休業を取得し一定の要件を満たすと1歳2か月まで休業できます

休業延長（条件有）
 * 保育園に入園できない、育児予定者による養育が困難な場合に最大で2年間まで延長ができます

社会保険料免除
 * 末日が育児休業期間であるか同月内に14日以上（就労日除く）の育児休業期間であると社会保険料が免除されます

会社独自の支給
 * 最初の1ヶ月間は給与（基本給等）が支給されます（賞与・昇給計算上は出勤として取り扱います）

雇用保険
 * 育児休業給付金：給与の67%相当額
 6か月以降は給与の50%相当額
 （給与が支給されている期間は給付金の対象になりません）
 （延長期間も育児休業給付金の対象になります）

賞与
 * 産休・育休中も最低額が会社より支給されます

地域限定F制度（女性事務技術職対象）（高校卒業まで）
 * 出産・育児に関して、特定地域での就労を希望する場合に、全国転勤の対象とせず、本人の希望する地域への配置を行います
 ※事業所・工事等の有無により配置できない場合も有ります

勤務時間に関する制度①（3歳まで）
 * 8時間以上の時間外勤務を免除できます
 * 1日の所定労働時間を6時間までに短縮できます

勤務時間に関する制度②（小学校入学前まで）
 * 1か月24時間以上の時間外勤務を免除できます
 * 1日の所定労働時間を6時間までに短縮できます

勤務時間に関する制度③（小学校3年生まで）
 * 1日の所定労働時間を6時間までに短縮できます

子の看護休暇（小学校6年生まで）
 病気やケガで看護が必要な時、予防接種・健康診断を受診するときに取得ができます
 * 勤続6か月以上、1週間の所定労働日数が3日以上の方
 * 子ども1人：5日/年 2人以上：10日/年
 （時間単位での取得もできます）

復職制度
 * 出産・育児・配偶者の転勤等のやむを得ない事情で退職した場合、退職から10年以内であれば、原則在籍時と同じ雇用区分で復職できます（条件有）

※勤務時間を短縮した場合、給与も短縮した時間分、減額となります。



共済会
 ~お祝い~
 * 就学前：3,000円/1児（誕生日に合わせて商品券）
 * 小学校入学時：5,000円/1児（図書カード）
 * 中学校入学時：10,000円/1児（図書カード）

~差額ベッド補助・付添看護補助~
 傷病により入院し、やむを得ず差額ベッドを利用した場合に1日目から差額ベッド補助金を給付（付添婦を利用した場合も同様）
 * 会員：5,000円程度/日（60日限度）
 * 配偶者：5,000円程度/日（30日限度）
 * 子：3,000円程度/日（30日限度）

市町村
 中学校卒業までの児童を養育している方に児童手当が支給されます
 * 3歳未満：15,000円/1児
 * 3歳以上：10,000円/1児（第3子以降15,000円）
 * 中学生：10,000円/1児

介護休業
 要介護状態にある家族を介護する場合に取得できる（条件有）
 対象：配偶者、父母（養父母・配偶者の父母を含む）
 子、祖父母、兄弟姉妹、孫
 日数：家族一人ごとに休業開始日の翌日より通算して93日間取得可能（回数制限無し）

共済会 ~介護負担補助（会員対象）~
 * 10,000円（1ヶ月以内）、さらに10,000円（1ヶ月を超えて2ヶ月以内）
 さらに10,000円（2ヶ月を超えて3ヶ月以内）

介護休暇
 要介護状態にある家族を介護する場合に介護休業とは別に取得できる（条件有）
 * 対象となる家族が1人の場合は1年間につき5日間、2人以上の場合は10日間を限度とする
 * 時間単位での取得可能